

福岡県医発第1320号(地)

平成20年 9月17日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成21年度医療に関する税制改正要望について

標記税制改正要望につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

既にご承知のとおり、現在の医業経営は、長期にわたる医療費の抑制策など、医療を取り巻く環境の悪化により年々厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、日本医師会では別添「平成21年度医療に関する税制改正要望重点項目」に沿って、平成21年度税制改正について、鋭意、関係各位へ要望を重ねているところでございます。

つきましては、下記の税制改正要望をとりまとめたものをお送りいたしますので、本件の趣旨をご理解いただき、貴会におかれましても地元選出の国会議員に積極的に働きかけくださいますようお願い申し上げます。

記

- 平成21年度 医療に関する税制に対する意見 (抄録)
- 平成21年度 医療に関する税制に対する意見
- 平成21年度 医療に関する税制改正要望 重点項目

【参考】

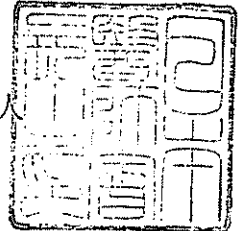
- ・ 平成21年度税制改正要望 =重点項目より=  
(説明用資料としてご活用ください。)

- ・ 平成21年度税制改正要望 =重点項目より= (手持ち資料)  
(『平成21年度税制改正要望 =重点項目より=』を説明する際  
の手持ち資料として作成したもので、説明のポイントをまとめた  
【趣旨】を追加掲載しております。)

日医発第606号(年税29)  
平成20年9月4日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤 祥 人



### 平成21年度医療に関する税制改正要望について

標記の件につきまして、別紙、税制改正要望をとりまとめたので、下記の通りご送付申し上げます。

本会においては、現在、自民党有力国会議員に対し、平成21年度税制改正について、鋭意要望しているところであります。

つきましては、貴会におかれましても地元選出の国会議員に積極的にお働きかけくださいますようお願い申し上げます。

なお、例年、参考資料としてご送付している自由民主党税制調査会メンバー一覧につきましては、決まり次第ご案内いたします。

### 記

- 平成21年度 医療に関する税制に対する意見(抄録)
- 平成21年度 医療に関する税制に対する意見
- 平成21年度 医療に関する税制改正要望 重点項目

### 【参考】

- ・ 平成21年度税制改正要望 =重点項目より=  
(説明用資料としてご活用ください。)
- ・ 平成21年度税制改正要望 =重点項目より=(手持ち資料)  
(『平成21年度税制改正要望 =重点項目より=』を説明する際  
の手持ち資料として作成したもので、説明のポイントをまとめた  
【趣旨】を追加記載しております。)



# 平成21年度の医療に関する税制に対する意見(抄録)

日本医師会

平成20年8月

(項目の左に「重点」の記載があるものは、「平成21年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

## ○消費税対策

重点 ・ 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を  
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。

## ○女性医療関係者就業対策

重点 ・ 病院内託児所の税制措置。

- ① 固定資産税等減免。
- ② 子育て支援税制の適用期限延長。

## ○予防医療対策

重点 ・ がん検診への医療費控除適用。

## ○たばこ対策

重点 ・ たばこ税の税率引き上げ。

## ○社会医療法人対策

重点 ・ 特定医療法人及び社会医療法人への寄付者に対する税制措置。

重点 ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。

重点 ・ 社会医療法人の医療保健業の用に供している固定資産に係る  
固定資産税等非課税。

重点 ・ 社会医療法人が設置する看護学校等の固定資産税等非課税。

## ○事業税対策

重点 ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。

重点 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。

## ○産科医療対策

### ・ 産科医療対策

- ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る  
自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。
- ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。
- ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

## ○勤務医師不足対策

- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。

## ○事業承継対策

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

## ○設備投資対策

重点 ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長。

重点 ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長。

重点 ・ 療養病床の特定施設等への転換時等における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。

- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

重点 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

## ○その他

- 重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
- ・ 基金拋出型医療法人に対する現物基金拋出の譲渡所得課税繰り延べ。
- 重点 ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。(注)
- 重点 ・ 人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。(注)
- 重点 ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
- ・ 医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。
  - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。
  - ・ その他の措置。

(注) 下線部分についてのみ重点項目とした。

平成21年度  
医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成20年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成21年度に行われるよう強く要望します。

# 【目次】

## ○消費税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を  
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。 ..... 1

## ○女性医療関係者就業対策

- ・ 病院内託児所の税制措置。  
① 固定資産税等減免。 ..... 2  
② 子育て支援税制の適用期限延長。

## ○予防医療対策

- ・ がん検診への医療費控除適用。 ..... 3

## ○たばこ対策

- ・ たばこ税の税率引き上げ。 ..... 4

## ○社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人及び社会医療法人への寄付者に対する税制措置。 ..... 5
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 ..... 6
- ・ 社会医療法人の医療保健業の用に供している固定資産に係る  
固定資産税等非課税。 ..... 6
- ・ 社会医療法人が設置する看護学校等の固定資産税等非課税。 ..... 7

## ○事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 ..... 8
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。 ..... 8

## ○産科医療対策

- ・ 産科医療対策  
① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る  
自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 ..... 9  
② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。  
③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

## ○勤務医師不足対策

- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。 ..... 10

## ○事業承継対策

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 ..... 11

## ○設備投資対策

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長。 ..... 13
- ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長。 ..... 14
- ・ 療養病床の特定施設等への転換時等における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。 ..... 14
- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。 ..... 15
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 ..... 15
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 ..... 16

## ○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 ..... 17
- ・ 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。 ..... 17
- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。 ..... 18
- ・ 人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。 ..... 19
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
  - ・ 医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。 ..... 20
  - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。
  - ・ その他の措置。

## ○ 消費税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。

### — 消費税 —

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

## ○ 女性医療関係者就業対策

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。

- ① 固定資産税等について減免措置を講ずること。
- ② 子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長すること。

### － 法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置を講ずるとともに、子育て支援税制（事業所内託児施設の割増償却）の適用期限を延長することを要望します。

（租税特別措置法第 46 条の 4）

（参考）

子育て支援税制の概要

1. 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たす青色申告法人の事業所内託児施設の設置を促進するため、特別償却 20%（常時雇用する労働者の数が 300 人以下である法人は 30%）。
2. 適用事業年度  
適用対象資産を取得した日を含む事業年度開始から 5 年間。
3. 適用対象資産  
託児施設で、その行動計画書に従って取得し、又は建設したもののうち一定のもの。

## ○ 予防医療対策

- ・ がん検診の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

－ 所得税 －

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50% が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、がん検診の受診者の自己負担分もその対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

## ○ たばこ対策

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき 3,552 円（道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円）。

## ○ 社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人及び社会医療法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。
  - ① 特定医療法人及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずること。
  - ② 個人が社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
  - ③ 個人が特定医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

### － 所得税・法人税・相続税 －

特定医療法人及び社会医療法人のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人及び社会医療法人を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人及び社会医療法人を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずることを要望します。

次に、個人が社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

(所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 40 条、第 70 条)

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

#### － 法人税 －

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第 64 条の 4）

- ・ 社会医療法人が所有し、医療保健業の用に供している固定資産に係る固定資産税等を非課税とすること。

#### － 固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

社会医療法人が所有し、医療保健業の用に供している固定資産に係る固定資産税・都市計画税及び不動産取得税を、下記の理由により、非課税とすることを要望します。

- ① 社会医療法人は、持分に対する財産権は放棄され、最終的には国等に帰属する固定資産に固定資産税を課税する必要はないこと。この点は、特定医療法人・特別医療法人・基金拠出型医療法人等の新医療法人も同様です。
- ② 地域において必要とされ厳しい要件を満たさなければならない「救急医療等確保事業」を実施していること。
- ③ 法人税法別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人の固定資産税等は非課税であること。

（地方税法第 348 条第 2 項）

- ・ 社会医療法人が設置する看護学校等に係る固定資産税等を非課税とすること。

#### － 固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

社会医療法人については、平成 20 年度税制改正において、医療保健業に係る法人税の非課税が認められたところですが、医療法において、附帯業務として看護師等医療関係者の養成に関する業務を行うことが認められています。

社会医療法人が地域医療を支えていくためには、看護師等を確保することが必要であり、その手段として、当該法人自ら設置する看護学校等において看護師等を養成することが重要となります。

また、特定医療法人については、その設置する看護学校等の固定資産税等が非課税となっており、特定医療法人から社会医療法人に移行すると、看護学校等の固定資産税等が課税されることになります。

そこで、社会医療法人が設置する看護学校等に係る固定資産税・都市計画税及び不動産取得税を非課税とすることを要望します。

（地方税法第 348 条第 2 項第 9 号、医療法第 42 条）

## ○ 事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

### － 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医療水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

### － 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 事業税の標準税率

| ( 区 分 )                | (普通法人 ) | (特別法人 (医療法人)) |
|------------------------|---------|---------------|
| 所得 400 万円以下の金額         | 2.7%    | 2.7%          |
| 所得 400 万円超 800 万円以下の金額 | 4.0%    | 3.6%          |
| 所得 800 万円超の金額          | 5.3%    | 3.6%          |

## ○ 産科医療対策

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。
  - ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
  - ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
  - ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

### － 事業税・法人税・所得税 －

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

## ○ 勤務医師不足対策

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

### － 所得税 －

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

（所得税法第9条、第28条）

## ○ 事業承継対策

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

### － 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

#### (1) 個人

##### ① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

##### ② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m<sup>2</sup>から 500 m<sup>2</sup>に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

#### (2) 医療法人

##### ① 相続時精算課税制度の特例の拡充

中小企業に対しては、取引相場のない株式等についての相続時精算課税制度の特例が設けられているが、医業を承継するため出資持分を生前贈与した場合についても、取引相場のない株式等についての相続時精算課税制度の特例が適用できるよう、議決権等についての適用要件を見直すこと。

##### ② 特定事業用資産の課税価格の計算の特例の拡充

中小企業に対しては、取引相場のない株式等についての相続税の納税猶予制度が創設されることとなったが、医業を承継するため相続贈与により取得した出資持分についても、納税猶予制度を適用できるよう必要な措置を講ずること。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、医業を承継するため相続贈与により取得した出資持分について、その相続税評価額の 1 割を控除する現行の相続税の課税価格の計算の特

例措置を存続すること。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、類似業種比准方式の斟酌率0.7～0.5を0.5に統一すること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

（相続税法第3条、第12条、第21条の9、第23条、措置法第69条の4、第69条の5、第70条の3の3、第70条の3の4、財産評価基本通達194-2）

（参考1） 医療法人の出資の評価（平成20年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

（参考2） 地上権の評価

○ 地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

| （残存期間）                    | （割合） |
|---------------------------|------|
| 10年以下                     | 0.05 |
| 10年を超え15年以下               | 0.1  |
| 15年を超え20年以下               | 0.2  |
| 20年を超え25年以下               | 0.3  |
| 25年を超え30年以下及び存続期間の定めのないもの | 0.4  |
| 30年を超え35年以下               | 0.5  |
| 35年を超え40年以下               | 0.6  |
| 40年を超え45年以下               | 0.7  |
| 45年を超え50年以下               | 0.8  |
| 50年を超えるもの                 | 0.9  |

## ○ 設備投資対策

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに適用期限を延長すること。

### － 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに適用期限の延長を強く要望します。

なお、中小企業投資促進税制について、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

（措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2 第 1 項、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号）

（参考）医療用機器の特別償却率（適用期限：平成 21 年 3 月 31 日）

|                       | 現行       | 要望       |
|-----------------------|----------|----------|
| (1) 医療用機器の特別償却率       |          |          |
| ① ②以外の医療用機器           | 14%      | 30%      |
| ② 医療の安全確保に資する医療用機器（注） | 20%      | 40%      |
| (2) 適用対象となる取得価額       | 500 万円以上 | 160 万円以上 |
| (3) 特別控除制度            | なし       | 取得価額×7%  |

（注）

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム（散剤・水剤）、輸液ポンプ（追加要望）

- ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。

－ 所得税・法人税 －

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

(措置法第 45 条の 2 第 3 項、第 12 条の 3)

(参考) 特別償却率は、基準取得価額の 15% (適用期限：平成 21 年 3 月 31 日)

- ・ 健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。

－ 法人税 －

平成 19 年度の改正で、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換について、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

(措置法第 45 条の 2 第 2 項)

(参考) 特別償却率は、基準取得価額の 15% (適用期限：平成 21 年 3 月 31 日)

青色申告法人に限定。

- ・ 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。

#### － 固定資産税・都市計画税 －

ほとんどの自治体において、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

（地方税法第6条、第367条）

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

#### － 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物の耐用年数

| （ 区 分 ）                         | （ 現 行 ） | （ 要 望 ） |
|---------------------------------|---------|---------|
| ○病院・診療所用建物                      |         |         |
| ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は<br>鉄筋コンクリート造のもの | 39年     | 31年     |

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30％の特別償却又は7％の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置

## ○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

### － 所得税・法人税 －

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

| ( 社会保険診療報酬の金額 )         | (概算経費率) |
|-------------------------|---------|
| 2,500 万円以下の金額           | 72%     |
| 2,500 万円超 3,000 万円以下の金額 | 70%     |
| 3,000 万円超 4,000 万円以下の金額 | 62%     |
| 4,000 万円超 5,000 万円以下の金額 | 57%     |

- ・ 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。

### － 所得税 －

医療法人設立等のために医業用資産(土地、建物、医療機器等)を現物として基金拠出がなされた場合には、譲渡所得課税がなされ、さらに基金が劣後債権であるため、税制面の配慮がなければ基金拠出型医療法人の育成は著しく困難です。

そこで、基金拠出型医療法人を育成促進するため、基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べることを要望します。

- ・ 医療法人の法人税率を 30% から 22% に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

－法人税－

- ① 医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30% から特例民法法人の法人税率と同率の 22% にするよう要望します。
- ② 租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

（法人税法第 66 条、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ロ、措置法第 67 条の 2、医療法第 39 条、医療法附則第 10 条）

（参 考）法人税率

| （区分）                   | （現行税率） | （要望税率） |
|------------------------|--------|--------|
| ①普通の医療法人               | 30%    | 22%    |
| （中小の医療法人で年 800 万円以下の所得 | 22%    | 20%    |
| ②特定医療法人                | 22%    | 非課税    |

（注） 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

- ・ 人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、適用対象者を拡充する措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

人材投資促進税制は、平成 20 年度税制改正で、見直しの上適用期限が平成 21 年 3 月までに延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、勤務医師等の知識・技能の習得向上のため人材投資への積極的な投資が必要です。

また、現行の制度において、一定の規模を超える医療機関は適用対象外となりますが、これらの医療機関にとっても人材投資は極めて重要であります。

したがって、人材投資を促進するため、人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、全ての医療機関が当該制度の適用を受けることができるよう適用対象者を拡充する措置を講ずることを要望します。

(措置法第 10 条の 7、第 42 条の 7 第 5 項)

(参考) 人材投資促進税制の概要 (平成 20 年度改正)

- ・ 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15% 以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率 (8%～12%) を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置づける。

(注) 税額控除率は、次の通りとする。

$$8\% + (\text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15\%) \times 40$$

- ・ 中小企業者とは、下記の通り。
  - ① 常時使用する従業員の数が千人以下の個人。
  - ② 資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人または資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
- ・ 医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。
- ・ その他の措置。

#### － 法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

##### (1) 医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例

平成 20 年度税制改正において、医師会が開放型病院・診療所・臨床検査所を経営して行う医療保健業については、要件を一部見直した上で、引き続き法人税の課税対象から除外されることとなったところです。

さらに未解決の問題について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う看護学校等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税については、平成 20 年度税制改正において平成 25 年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置として非課税とすること。
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、従来通り恒久措置として減免措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外すること。並びに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、減免措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の減免措置を講ずること。

(法人税法第 2 条第 13 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワ、法人税法施行規則第 5 条、地方税法第 6 条、第 348 条第 2 項第 9 号)

##### (2) 一般社団法人・一般財団法人に移行した無料低額診療事業を行う特例民法法人（福祉病院）に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成 20 年度税制改正において平成 25 年までの経過措置として非課税等となりましたが、これを恒久措置として非課税等とすることを要望します。

(地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 7、第 348 条第 2 項第 10 号の 6、地方税法施行令第 36 条の 10、第 49 条の 15)

平成21年度  
医療に関する税制改正要望

重点項目

(社)日本医師会

平成20年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成21年度に行われるよう強く要望します。

## 【目次】

### ○消費税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を  
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。 ..... 1

### ○女性医療関係者就業対策

- ・ 病院内託児所の税制措置。 ..... 2
  - ① 固定資産税等減免。
  - ② 子育て支援税制の適用期限延長。

### ○予防医療対策

- ・ がん検診への医療費控除適用。 ..... 3

### ○たばこ対策

- ・ たばこ税の税率引き上げ。 ..... 4

### ○社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人及び社会医療法人への寄付者に対する税制措置。 ..... 5
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 ..... 6
- ・ 社会医療法人の医療保健業の用に供している固定資産に係る  
固定資産税等非課税。 ..... 6
- ・ 社会医療法人が設置する看護学校等の固定資産税等非課税。 ..... 7

## ○事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 ..... 8
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。 ..... 8

## ○設備投資対策

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長。 ..... 9
- ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長。 ..... 10
- ・ 療養病床の特定施設等への転換時等における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。 ..... 10
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 ..... 11

## ○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 ..... 12
- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ。 ..... 12
- ・ 人材投資促進税制の適用期限延長。 ..... 13
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
  - ・ 医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。 ..... 14
  - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。
  - ・ その他の措置。

## ○ 消費税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。 (消費税)－制度の創設－

### (説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

## ○ 女性医療関係者就業対策

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。
  - ① 固定資産税等について減免措置を講ずること。
  - ② 子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長すること。

(法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の存続等－

### (説明)

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置を講ずるとともに、子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長することを要望します。

### (参考)

#### 子育て支援税制の概要

1. 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たす青色申告法人の事業所内託児施設の設置を促進するため、特別償却 20% (常時雇用する労働者の数が 300 人以下である法人は 30%)。
2. 適用事業年度  
適用対象資産を取得した日を含む事業年度開始から 5 年間。
3. 適用対象資産  
託児施設で、その行動計画書に従って取得し、又は建設したもののうち一定のもの。

## ○ 予防医療対策

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| ・ がん検診の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。<br>(所得税)―制度の創設― |
|-----------------------------------------------------|

### (説明)

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、がん検診の受診者の自己負担分もその対象とすることを要望します。

## ○たばこ対策

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

(たばこ税・地方たばこ税)－制度の改善－

(説明)

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき 3,552 円

(道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円)。

## ○ 社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人及び社会医療法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。
  - ① 特定医療法人及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずること。
  - ② 個人が社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
  - ③ 個人が特定医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

（所得税・法人税・相続税） 一制度の創設一

### （説明）

特定医療法人及び社会医療法人のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人及び社会医療法人を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人及び社会医療法人を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

(法人税)－制度の改善－

(説明)

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

- ・ 社会医療法人が所有し、医療保健業の用に供している固定資産に係る固定資産税等を非課税とすること。

(固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

社会医療法人が所有し、医療保健業の用に供している固定資産に係る固定資産税・都市計画税及び不動産取得税を、下記の理由により、非課税とすることを要望します。

- ①社会医療法人は、持分に対する財産権は放棄され、最終的には国等に帰属する固定資産に固定資産税を課税する必要はないこと。この点は、特定医療法人・特別医療法人・基金拠出型医療法人等の新医療法人も同様です。
- ②地域において必要とされ厳しい要件を満たさなければならない「救急医療等確保事業」を実施していること。
- ③法人税法別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人の固定資産税等は非課税であること。

- ・ 社会医療法人が設置する看護学校等に係る固定資産税等を非課税とすること。

(固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

社会医療法人については、平成 20 年度税制改正において、医療保健業に係る法人税の非課税が認められたところですが、医療法において、附帯業務として看護師等医療関係者の養成に関する業務を行うことが認められています。

社会医療法人が地域医療を支えていくためには、看護師等を確保することが必要であり、その手段として、当該法人自ら設置する看護学校等において看護師等を養成することが重要となります。

また、特定医療法人については、その設置する看護学校等の固定資産税等が非課税となっており、特定医療法人から社会医療法人に移行すると、看護学校等の固定資産税等が課税されることになります。

そこで、社会医療法人が設置する看護学校等に係る固定資産税・都市計画税及び不動産取得税を非課税とすることを要望します。

## ○ 事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することとは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 事業税の標準税率

| ( 区 分 )                | (普通法人 ) | (特別法人(医療法人)) |
|------------------------|---------|--------------|
| 所得 400 万円以下の金額         | 2.7%    | 2.7%         |
| 所得 400 万円超 800 万円以下の金額 | 4.0%    | 3.6%         |
| 所得 800 万円超の金額          | 5.3%    | 3.6%         |

## ○ 設備投資対策

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに適用期限を延長すること。

(所得税・法人税)－制度の存続等－

### (説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに適用期限の延長を強く要望します。

なお、中小企業投資促進税制について、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

(参考) 医療用機器の特別償却率（適用期限：平成 21 年 3 月 31 日）

|                       | 現行       | 要望       |
|-----------------------|----------|----------|
| (1) 医療用機器の特別償却率       |          |          |
| ① ②以外の医療用機器           | 14%      | 30%      |
| ② 医療の安全確保に資する医療用機器（注） | 20%      | 40%      |
| (2) 適用対象となる取得価額       | 500 万円以上 | 160 万円以上 |
| (3) 特別控除制度            | なし       | 取得価額×7%  |
| (注)                   |          |          |

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム（散剤・水剤）、輸液ポンプ（追加要望）

- ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。

（所得税・法人税）－制度の存続－

（説明）

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

（参考）特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：平成 21 年 3 月 31 日）

- ・ 健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。

－（法人税）－制度の存続－

（説明）

平成 19 年度の改正で、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換について、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

（参考）特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：平成 21 年 3 月 31 日）  
青色申告法人に限定。

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30％の特別償却又は7％の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置

## ○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。(所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 所得計算の特例措置

| ( 社会保険診療報酬の金額 )         | (概算経費率) |
|-------------------------|---------|
| 2,500 万円以下の金額           | 72%     |
| 2,500 万円超 3,000 万円以下の金額 | 70%     |
| 3,000 万円超 4,000 万円以下の金額 | 62%     |
| 4,000 万円超 5,000 万円以下の金額 | 57%     |

- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げること。(法人税)－制度の改善－

(説明)

医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人の法人税率と同率の22%にするよう要望します。

(参 考) 法人税率

| (区 分)                   | (現行税率) | (要望税率) |
|-------------------------|--------|--------|
| 普通の医療法人                 | 30%    | 22%    |
| (中小の医療法人で年 800 万円以下の所得) | 22%    | 20%)   |

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

・ 人材投資促進税制の適用期限を延長すること。

－(所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

人材投資促進税制は、平成 20 年度税制改正で、見直しの上適用期限が平成 21 年 3 月までに延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、勤務医師等の知識・技能の習得向上のため人材投資への積極的な投資が必要です。

したがって、人材投資を促進するため、人材投資促進税制の適用期限を延長することを要望します。

(参考)

人材投資促進税制の概要（平成 20 年度改正）

- ・ 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15% 以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率（8%～12%）を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置づける。

(注)税額控除率は、次の通りとする。

$$8\% + \left( \text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15\% \right) \times 40$$

- ・ 中小企業者とは、下記の通り。

- ① 常時使用する従業員の数が千人以下の個人。
- ② 資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人または資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
  - ・ 医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。
  - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。
  - ・ その他の措置。
- （法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税）－制度の存続等－

（説明）

（１）医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例

平成 20 年度税制改正において、医師会が開放型病院・診療所・臨床検査所を営して行う医療保健業については、要件を一部見直した上で、引き続き法人税の課税対象から除外されることとなったところです。

さらに未解決の問題について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う看護学校等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税については、平成 20 年度税制改正において平成 25 年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置として非課税とすること。
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、従来通り恒久措置として減免措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外すること。並びに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、減免措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の減免措置を講ずること。

（２）一般社団法人・一般財団法人に移行した無料低額診療事業を行う特例民法法人（福祉病院）に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成 20 年度税制改正において平成 25 年までの経過措置として非課税等となりましたが、これを恒久措置として非課税等とすることを要望します。

# 平成21年度税制改正要望

＝重点項目より＝

平成20年8月



(社)日本医師会

## 重点項目より



1. 消費税対策

2. 女性医療関係者就業対策

3. 予防医療対策

4. たばこ対策

5. 社会医療法人対策

6. 事業税対策

7. 設備投資対策

8. その他

## 1. 消費税対策



社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。(創設、消費税)

## 2. 女性医療関係者就業対策



病院内託児所の税制措置。

- ① 固定資産税等減免。(創設、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)
- ② 子育て支援税制の適用期限延長。(存続、法人税)



### 3. 予防医療対策

がん検診への医療費控除適用。(創設、所得税)

#### 4. たばこ対策



たばこ税の税率引き上げ。(改善、たばこ税・地方たばこ税)

## 5. 社会医療法人対策（1）



特定医療法人及び社会医療法人への寄付者に対する税制措置。  
(創設、所得税・法人税・相続税)

社会医療法人認定取消時の税制措置。(改善、法人税)

## 5. 社会医療法人対策 (2)



社会医療法人の医療保健業の用に供している固定資産に係る  
固定資産税等非課税。(創設、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

社会医療法人が設置する看護学校等の固定資産税等非課税。  
(創設、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

## 6. 事業税対策



社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。(存続、事業税)

医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。  
(存続、事業税)

# 医師会員の行う公益事業

| NO. | 名 称                  | NO. | 名 称                     |
|-----|----------------------|-----|-------------------------|
| 1   | 区老人保健連絡協議会・幹事会       | 32  | 圏医(幼稚園・保育園)             |
| 2   | 区長期基本計画審議会           | 33  | もの忘れ相談事業の実施             |
| 3   | 区健康危機管理対策連絡会議        | 34  | 区休日医科診療事業の実施            |
| 4   | 区地域保健福祉問題懇話会         | 35  | 区小児初期救急平日夜間診療事業の実施      |
| 5   | 区地域福祉活動計画策定委員会       | 36  | 休日全夜間診療事業の実施            |
| 6   | 区社会福祉協議会理事會          | 37  | 区障がい者介護給付費等審査委員会        |
| 7   | 区おとしより保健福祉センター運営協議会  | 38  | 区協力医(障害者自立支援法)          |
| 8   | 区観光協会総会役員会           | 39  | 区介護保険認定審査委員会            |
| 9   | 区感染症診療協議会            | 40  | 区指定医(介護保険)              |
| 10  | 区防災会議                | 41  | 電話医療相談協力医               |
| 11  | 区男女平等参画審議会           | 42  | 区介護保険事業計画委員会            |
| 12  | 区次世代育成推進行動計画推進協議会    | 43  | 区介護予防ケアマネジメント評価委員会      |
| 13  | 区国民健康保険運営協議会         | 44  | 地区ネットワーク会議委員            |
| 14  | 女性の健康支援あり方勉強会        | 45  | 介護サービス事業者交流会            |
| 15  | 区障害者地域自立支援事業運営協議会    | 46  | 区障がい福祉計画策定委員会           |
| 16  | 市民マラソン運営部会           | 47  | 区国民保健会協議会委員会            |
| 17  | 市民マラソン救護所へ医師派遣       | 48  | 区学校結核対策委員会              |
| 18  | 花火大会運営委員会・運営幹事会      | 49  | 障がいに基づく手当等の判定医          |
| 19  | 花火大会救護所へ医師派遣         | 50  | 区地域密着型サービス運営委員会         |
| 20  | 花火大会後方支援病院の協力        | 51  | 区公害診療報酬等審査委員会           |
| 21  | ふれあい祭り協賛、医師派遣        | 52  | 区公害健康被害認定審査委員会          |
| 22  | 区民まつり参加              | 53  | 区地域包括支援センター運営協議会委員      |
| 23  | 健康ネット博参加             | 54  | 健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査      |
| 24  | ぜん息児水泳教室医師派遣         | 55  | 健康福祉センターでの3歳児健康診査       |
| 25  | ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力  | 56  | 健康福祉センターでの区民健康相談(一般・女性) |
| 26  | 区健康推進事業に関わる医師派遣      | 57  | 健康福祉センターでの経過観察健康診査      |
| 27  | 区健康福祉センター区民講座へ講師派遣   | 58  | 健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業  |
| 28  | 親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談 | 59  | 健康福祉センターでの基本健康診査(診察・結果) |
| 29  | 親子支援事業プレママ・パパコースでの講座 | 60  | 栄養改善プログラム事業             |
| 30  | 区感染症定点観測調査委員         | 61  | 介護保険かかりつけ医(主治医)意見書研修    |
| 31  | 学校医(小学校・中学校・高校・養護学校) |     |                         |

## 7. 設備投資対策



医療用機器に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長。  
(存続等、所得税・法人税)

医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る  
特別償却制度の適用期限延長。(存続、所得税・法人税)

療養病床の特定施設等への転換時等における改修に係る  
特別償却制度の適用期限延長。(存続、法人税)

## 8. その他（1）



社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）存続。  
（存続、所得税・法人税）

## 8. その他 (2)



公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。

- ・医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。  
（存続、固定資産税・都市計画税・不動産取得税）
- ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。  
（存続、固定資産税・都市計画税・不動産取得税）
- ・その他の措置。

都道府県別医師会立看護師、准看護師学校・養成所数

|             | 北海道  | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 |
|-------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 看護師<br>3年課程 | 医師会立 | 1  |    |    | 2  |    |    | 1  |    | 1  | 6  |    |    | 4   |    | 1  | 1  | 2  |    | 2  |    | 1  | 1  | 4  |    |
|             |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     | 2  |    | 2  |    | 1  |    |    |    |    |    |    |
| 看護師<br>2年課程 | 医師会立 | 6  | 1  | 3  | 1  |    |    | 1  | 1  | 5  | 8  | 2  | 2  | 4   |    | 1  |    |    |    | 2  | 1  | 1  | 2  |    |    |
|             |      |    |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    |    |    |     | 1  |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 准看護師<br>課程  | 医師会立 | 12 | 3  | 2  | 5  | 1  | 1  | 4  | 5  | 4  | 16 | 5  | 12 | 4   | 2  | 2  | 1  | 1  |    | 5  | 7  | 2  | 8  | 1  | 1  |
|             |      |    |    |    |    |    | 1  | 3  | 1  | 2  |    |    |    |     | 1  |    |    |    | 1  |    |    |    |    |    |    |
| 計           |      | 19 | 4  | 5  | 8  | 4  | 3  | 7  | 9  | 7  | 30 | 7  | 14 | 16  | 2  | 4  | 5  | 3  | 3  | 9  | 8  | 4  | 11 | 5  | 1  |

|               | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 合計  | 全国<br>総数 |
|---------------|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----------|
| 看護師<br>3年課程   | 1  | 2  | 4  | 1  | 1   |    |    |    | 1  | 1  |    |    | 1  |    |    |    | 1  |    |    |    |     | 1  | 41  | 683      |
| 医師会立<br>医師会関与 |    |    | 1  |    |     |    |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 7   |          |
| 看護師<br>2年課程   | 1  | 6  | 2  |    |     |    |    |    | 3  | 3  |    | 1  | 2  | 1  | 8  | 4  | 4  | 2  | 3  | 3  | 3   | 1  | 91  | 343      |
| 医師会立<br>医師会関与 |    |    | 1  |    |     |    | 1  | 1  | 1  |    | 2  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1   |    | 13  |          |
| 准看護師<br>課程    | 2  | 7  | 6  |    | 1   | 3  | 3  | 1  | 8  | 7  | 1  | 7  | 2  | 1  | 16 | 6  | 5  | 7  | 6  | 6  | 4   | 1  | 213 | 271      |
| 医師会立<br>医師会関与 |    |    | 1  |    |     |    |    |    |    | 1  | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 2   |    | 14  |          |
| 計             | 4  | 15 | 15 | 1  | 2   | 3  | 4  | 3  | 13 | 12 | 4  | 8  | 5  | 2  | 24 | 10 | 10 | 9  | 9  | 9  | 10  | 3  | 379 | 1297     |

※全国総数は平成17年4月現在のものである。

都道府県別医師会共同利用施設数

2007年4月現在

|    | 病院  | 健診<br>センター | 検査<br>センター | 検査・健診<br>複合体 | 介護老人<br>保健施設 | 訪問看護St.<br>サテライト | 在宅介護<br>センター | 地域包括<br>センター | 特養老人<br>ホーム | ヘルパー<br>St. | 居宅介護<br>支援事業 | その他 | 設立<br>予定 | 合計   |
|----|-----|------------|------------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-----|----------|------|
| 1  | 北海道 | 2          | 2          | 2            |              | 90               | 3            | 4            |             |             |              | 1   |          | 105  |
| 2  | 青森  | 1          | 2          | 1            |              | 1                |              |              |             |             |              |     |          | 6    |
| 3  | 岩手  |            |            |              |              | 2                |              |              |             |             |              |     |          | 2    |
| 4  | 宮城  | 1          | 1          | 3            | 1            | 4                |              |              | 1           |             |              |     |          | 11   |
| 5  | 秋田  | 4          | 1          | 1            | 1            | 2                | 1            |              |             |             | 3            |     |          | 14   |
| 6  | 山形  | 1          |            | 3            | 3            | 11               | 1            |              |             |             | 1            |     |          | 20   |
| 7  | 福島  | 1          |            |              |              |                  |              |              |             |             |              | 1   |          | 2    |
| 8  | 茨城  | 4          |            | 2            | 2            | 16               | 1            |              | 1           | 4           | 10           | 2   |          | 44   |
| 9  | 栃木  | 3          | 3          |              | 2            | 2                | 1            |              |             |             | 1            |     |          | 10   |
| 10 | 群馬  | 3          | 2          | 2            |              | 5                |              |              | 1           |             | 2            |     |          | 16   |
| 11 | 埼玉  | 2          | 3          | 2            | 3            | 22               | 2            | 2            |             | 2           | 13           | 2   |          | 56   |
| 12 | 千葉  | 1          |            | 2            |              | 5                | 1            |              |             | 1           | 3            | 1   |          | 14   |
| 13 | 東京  | 7          | 3          | 2            | 1            | 39               | 1            | 10           |             | 2           | 35           | 29  |          | 132  |
| 14 | 神奈川 | 1          |            |              |              | 33               | 2            | 2            | 1           | 5           | 22           | 1   |          | 70   |
| 15 | 新潟  | 1          |            | 4            |              | 7                | 4            |              |             |             | 2            | 3   |          | 18   |
| 16 | 富山  |            | 2          | 1            |              | 4                | 1            |              |             |             | 3            |     |          | 11   |
| 17 | 石川  |            |            | 1            |              | 20               |              |              |             |             |              |     |          | 21   |
| 18 | 福井  |            | 1          | 1            |              | 2                | 1            |              |             | 1           | 1            | 1   |          | 6    |
| 19 | 山梨  |            | 1          | 1            |              |                  |              |              |             |             |              |     |          | 3    |
| 20 | 長野  | 2          | 2          |              | 1            | 2                |              | 1            |             |             | 2            | 2   |          | 12   |
| 21 | 岐阜  | 1          | 1          | 1            |              | 6                |              |              |             | 1           | 4            |     |          | 15   |
| 22 | 静岡  | 6          | 1          | 2            |              | 2                |              | 1            |             |             | 3            |     |          | 16   |
| 23 | 愛知  | 3          | 5          | 2            |              | 19               | 1            | 1            |             | 1           | 18           |     |          | 50   |
| 24 | 三重  | 1          | 2          |              |              | 7                | 3            | 1            | 2           | 1           | 6            | 1   |          | 24   |
| 25 | 滋賀  |            |            |              |              |                  |              |              |             |             |              |     |          | 0    |
| 26 | 京都  |            |            |              |              | 5                |              | 1            | 1           |             | 3            |     |          | 10   |
| 27 | 大阪  | 2          | 1          | 1            | 1            | 40               | 3            | 2            |             | 6           | 29           |     |          | 85   |
| 28 | 兵庫  | 1          |            | 5            | 2            | 8                | 1            | 5            |             |             | 9            |     |          | 32   |
| 29 | 奈良  | 2          |            | 2            | 1            | 4                |              | 1            |             |             | 1            |     |          | 11   |
| 30 | 和歌山 |            |            | 1            |              | 1                | 1            |              |             |             | 1            |     |          | 4    |
| 31 | 鳥取  | 1          |            |              |              |                  |              |              |             |             |              |     |          | 1    |
| 32 | 島根  | 2          |            | 2            | 2            | 4                | 1            |              | 1           | 1           | 2            | 1   |          | 16   |
| 33 | 岡山  | 1          | 1          | 1            | 1            | 7                | 1            | 1            |             |             | 6            | 1   |          | 20   |
| 34 | 広島  | 5          | 7          |              | 2            | 26               | 2            | 10           | 3           | 11          | 26           | 3   |          | 95   |
| 35 | 山口  | 3          | 6          |              |              | 9                | 3            | 2            |             | 3           | 3            | 2   |          | 31   |
| 36 | 徳島  | 1          | 1          |              |              | 7                |              | 1            |             | 2           | 3            |     |          | 15   |
| 37 | 香川  | 1          |            |              |              | 2                | 1            |              |             | 1           | 1            | 1   |          | 8    |
| 38 | 愛媛  | 4          | 1          | 1            | 1            | 7                |              | 1            |             | 2           | 4            | 1   |          | 23   |
| 39 | 高知  |            | 1          |              |              | 2                |              |              |             |             | 2            |     |          | 5    |
| 40 | 福岡  | 6          | 2          | 3            | 2            | 27               | 1            | 22           |             | 7           | 29           | 3   |          | 103  |
| 41 | 佐賀  | 1          | 1          | 1            |              | 1                |              | 5            |             |             | 2            |     |          | 11   |
| 42 | 長崎  | 2          |            |              |              | 6                | 1            | 5            |             | 4           | 5            | 3   |          | 27   |
| 43 | 熊本  | 7          | 3          | 1            | 2            | 13               | 4            | 1            | 2           | 2           | 12           | 3   |          | 52   |
| 44 | 大分  | 5          | 4          | 5            | 3            | 11               | 1            | 1            | 1           | 4           | 8            | 3   |          | 46   |
| 45 | 宮崎  | 4          | 2          | 1            | 1            | 3                |              | 1            |             |             | 2            |     |          | 17   |
| 46 | 鹿児島 | 12         |            | 5            | 4            | 9                | 2            |              |             | 4           | 9            | 1   |          | 47   |
| 47 | 沖縄  | 1          | 1          | 2            | 1            | 1                |              |              |             | 2           | 2            | 4   | 1        | 15   |
|    | 合計  | 88         | 55         | 60           | 35           | 494              | 37           | 76           | 19          | 69          | 288          | 70  | 1        | 1352 |

注) 検査・健診複合体(健診センター・臨床検査センター複合体)は2施設で1つの複合体を構成している場合1つの施設とみなしている。

# 平成21年度税制改正要望

=重点項目より=

(手持ち資料)

平成20年8月



(社)日本医師会

## 重点項目より



1. 消費税対策

2. 女性医療関係者就業対策

3. 予防医療対策

4. たばこ対策

5. 社会医療法人対策

6. 事業税対策

7. 設備投資対策

8. その他

## 1. 消費税対策



社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。(創設、消費税)

### 【趣旨】

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額(医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など)のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3%→5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

## 2. 女性医療関係者就業対策



病院内託児所の税制措置。

- ① 固定資産税等減免。(創設、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)
- ② 子育て支援税制の適用期限延長。(存続、法人税)

### 【趣旨】

病院等に勤務する医師、看護師等が子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税等の減免措置を講ずるとともに、子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却、法人税)の適用期限を延長することを要望します。

### 3. 予防医療対策



がん検診への医療費控除適用。(創設、所得税)

#### 【趣旨】

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。

そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。

平成20年度税制改正において、特定健診・特定保健指導に係る一定の自己負担分が医療控除の対象となりましたが、さらに予防医療対策として、がん検診の受診者の自己負担分も医療費控除の対象とすることを要望します。

## 4. たばこ対策



たばこ税の税率引き上げ。(改善、たばこ税・地方たばこ税)

### 【趣旨】

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

## 5. 社会医療法人対策 (1)



特定医療法人及び社会医療法人への寄付者に対する税制措置。  
(創設、所得税・法人税・相続税)

社会医療法人認定取消時の税制措置。(改善、法人税)

### 【趣旨】

- ・社会医療法人の育成支援のため、寄付者に対する措置を要望します。
- ・社会医療法人へ安心して移行できるように、認定取消時に直ちに課税されないよう必要な措置を要望します

## 5. 社会医療法人対策（2）



社会医療法人の医療保健業の用に供している固定資産に係る  
固定資産税等非課税。（創設、固定資産税・都市計画税・不動産取得税）

社会医療法人が設置する看護学校等の固定資産税等非課税。  
（創設、固定資産税・都市計画税・不動産取得税）

### 【趣旨】

- ・社会医療法人の医療保健業に係る固定資産税等について、社会福祉法人等と同様に非課税とするよう要望します。
- ・社会医療法人の看護学校等に係る固定資産税等について、特定医療法人と同様に非課税とするよう要望します。

## 6. 事業税対策



社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。(存続、事業税)

医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。  
(存続、事業税)

### 【趣旨】

- ・事業税の特例は、10ページの「医師会員の行う公益事業」で明らかなように、医療機関や医療法人のもつ公益性に対する措置として当然であります。

# 医師会員の行う公益事業

| NO. | 名 称                  | NO. | 名 称                     |
|-----|----------------------|-----|-------------------------|
| 1   | 区老人保健連絡協議会・幹事会       | 32  | 園医(幼稚園・保育園)             |
| 2   | 区長期基本計画審議会           | 33  | もの忘れ相談事業の実施             |
| 3   | 区健康危機管理対策連絡会議        | 34  | 区休日医科診療事業の実施            |
| 4   | 区地域保健福祉問題懇話会         | 35  | 区小児初期救急平日夜間診療事業の実施      |
| 5   | 区地域福祉活動計画策定委員会       | 36  | 休日全夜間診療事業の実施            |
| 6   | 区社会福祉協議会理事会          | 37  | 区障がい者介護給付費等審査委員会        |
| 7   | 区おとしより保健福祉センター運営協議会  | 38  | 区協力医(障害者自立支援法)          |
| 8   | 区観光協会総会役員会           | 39  | 区介護保険認定審査委員会            |
| 9   | 区感染症診療協議会            | 40  | 区指定医(介護保険)              |
| 10  | 区防災会議                | 41  | 電話医療相談協力医               |
| 11  | 区男女平等参画審議会           | 42  | 区介護保険事業計画委員会            |
| 12  | 区次世代育成推進行動計画推進協議会    | 43  | 区介護予防ケアマネジメント評価委員会      |
| 13  | 区国民健康保険運営協議会         | 44  | 地区ネットワーク会議委員            |
| 14  | 女性の健康支援あり方勉強会        | 45  | 介護サービス事業者交流会            |
| 15  | 区障害者地域自立支援事業運営協議会    | 46  | 区障がい福祉計画策定委員会           |
| 16  | 市民マラソン運営部会           | 47  | 区国民保健会協議会委員会            |
| 17  | 市民マラソン救護所へ医師派遣       | 48  | 区学校結核対策委員会              |
| 18  | 花火大会運営委員会・運営幹事会      | 49  | 障がいに基づく手当等の判定医          |
| 19  | 花火大会救護所へ医師派遣         | 50  | 区地域密着型サービス運営委員会         |
| 20  | 花火大会後方支援病院の協力        | 51  | 区公害診療報酬等診査会委員           |
| 21  | ふれあい祭り協賛、医師派遣        | 52  | 区公害健康被害認定審査会委員          |
| 22  | 区民まつり参加              | 53  | 区地域包括支援センター運営協議会委員      |
| 23  | 健康ネット博参加             | 54  | 健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査      |
| 24  | ぜん息児水泳教室医師派遣         | 55  | 健康福祉センターでの3歳児健康診査       |
| 25  | ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力  | 56  | 健康福祉センターでの区民健康相談(一般・女性) |
| 26  | 区健康推進事業に関わる医師派遣      | 57  | 健康福祉センターでの経過観察健康診査      |
| 27  | 区健康福祉センター区民講座へ講師派遣   | 58  | 健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業  |
| 28  | 親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談 | 59  | 健康福祉センターでの基本健康診査(診察・結果) |
| 29  | 親子支援事業プレママ・パパコースでの講座 | 60  | 栄養改善プログラム事業             |
| 30  | 区感染症定点観測調査委員         | 61  | 介護保険かかりつけ医(主治医)意見書研修    |
| 31  | 学校医(小学校・中学校・高校・養護学校) |     |                         |

## 7. 設備投資対策



医療用機器に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長。  
(存続等、所得税・法人税)

医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る  
特別償却制度の適用期限延長。(存続、所得税・法人税)

療養病床の特定施設等への転換時等における改修に係る  
特別償却制度の適用期限延長。(存続、法人税)

### 【趣旨】

・これらの医療機器や建物等についての租税特別措置は、いずれも医療政策への対応  
あるいは医療技術の高度化等への対応のための不可欠の措置であり、是非とも  
適用期限の延長等を求めるものです。

## 8. その他（1）



社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）存続。  
（存続、所得税・法人税）

### 【趣旨】

・社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

## 8. その他 (2)



公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。

- ・医師会が行う看護学校等の固定資産税等非課税。  
(存続、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)
- ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等減免。  
(存続、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)
- ・その他の措置。

### 【趣旨】

- ・14ページの看護師等養成所一覧の通り、医師会はその養成に多大な貢献をしております。その多くが、赤字で、自治体から補助を受けての運営であり、赤字でも課される固定資産税等は是非とも非課税とすることが必要です。現在、一般社団法人へ移行後の固定資産税等は経過措置として非課税となっておりますが、これを恒久措置とするよう求めます。
- ・15ページの医師会共同利用施設一覧の通り、医師会は開放型病院等を運営し地域医療の確保に貢献しております。総務省の通知で、民法34条法人である医師会について開放型病院等の固定資産税等減免を自治体に対し指導されていきますが、一般社団法人へ移行後も引き続き減免措置が受けられるよう要望します。

都道府県別医師会立看護師、准看護師学校・養成所数

|             | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 |
|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|             |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 看護師<br>3年課程 | 1   |    |    |    | 2  |    |    | 1  |    | 1  | 6  |    | 4   |    | 1  | 1  | 2  |    | 2  |    | 1  | 1  | 4  |    |
|             |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 看護師<br>2年課程 | 6   | 1  | 3  | 3  | 1  |    |    | 1  | 1  | 5  | 8  | 2  | 4   |    | 1  |    |    |    | 2  | 1  | 1  | 2  |    |    |
|             |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 准看護師<br>課程  | 12  | 3  | 2  | 5  | 1  | 1  | 4  | 5  | 4  | 9  | 16 | 5  | 12  | 4  | 2  | 1  | 1  |    | 5  | 7  | 2  | 8  | 1  | 1  |
|             |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 計           | 19  | 4  | 5  | 8  | 4  | 3  | 7  | 9  | 7  | 16 | 30 | 7  | 14  | 16 | 2  | 4  | 5  | 3  | 9  | 8  | 4  | 11 | 5  | 1  |
|             |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

|             | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 合計  | 全国総数 |
|-------------|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|------|
|             |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |      |
| 看護師<br>3年課程 | 1  | 2  | 4  | 1  | 1   |    |    |    | 1  | 1  |    |    | 1  |    |    |    | 1  |    |    |    |     | 1  | 41  | 683  |
|             |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |      |
| 看護師<br>2年課程 | 1  | 6  | 2  |    |     |    |    |    | 3  | 3  |    | 1  | 2  | 1  | 8  | 4  | 4  | 2  | 3  | 3  |     | 1  | 91  | 343  |
|             |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |      |
| 准看護師<br>課程  | 2  | 7  | 6  |    | 1   | 3  | 3  | 1  | 8  | 7  | 1  | 7  | 2  | 1  | 16 | 6  | 5  | 7  |    | 6  | 4   | 1  | 213 | 271  |
|             |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |      |
| 計           | 4  | 15 | 15 | 1  | 2   | 3  | 4  | 3  | 13 | 12 | 4  | 8  | 5  | 2  | 24 | 10 | 10 | 9  | 9  | 9  | 10  | 3  | 379 | 1297 |
|             |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |      |

※全国総数は平成17年4月現在のものである。

都道府県別医師会共同利用施設数

2007年4月現在

|    | 病院  | 健診<br>センター | 検査<br>センター | 検査・健診<br>複合体 | 介護老人<br>保健施設 | 訪問看護St.<br>サテライト | 在宅介護<br>センター | 地域包括<br>センター | 特養老人<br>ホーム | ヘルパー<br>St | 居宅介護<br>支援事業 | その他 | 設立<br>予定 | 合計   |
|----|-----|------------|------------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|-------------|------------|--------------|-----|----------|------|
| 1  | 北海道 | 2          | 2          | 2            |              | 33               | 3            | 4            |             |            |              | 1   |          | 105  |
| 2  | 青森  | 1          | 2          | 1            |              |                  |              |              |             |            |              |     |          | 6    |
| 3  | 岩手  |            |            |              |              |                  |              |              |             |            |              |     |          | 2    |
| 4  | 宮城  | 1          | 1          | 3            | 1            |                  |              |              | 1           |            |              |     |          | 11   |
| 5  | 秋田  | 4          | 1          | 1            | 1            |                  | 1            |              |             |            | 3            |     |          | 14   |
| 6  | 山形  | 1          | 1          | 3            | 3            | 8                | 1            |              |             |            | 1            |     |          | 20   |
| 7  | 福島  | 1          |            |              |              |                  |              |              |             |            |              | 1   |          | 2    |
| 8  | 茨城  | 4          | 2          | 2            | 2            | 16               | 1            |              | 1           | 4          | 10           | 2   |          | 44   |
| 9  | 栃木  | 3          | 3          |              |              | 2                | 1            |              | 1           |            | 1            |     |          | 10   |
| 10 | 群馬  | 3          | 2          | 2            | 3            | 5                |              |              | 1           |            | 2            |     |          | 16   |
| 11 | 埼玉  | 2          | 3          | 2            | 3            | 22               | 2            | 2            |             | 2          | 13           | 2   |          | 56   |
| 12 | 千葉  | 1          | 1          | 2            | 2            | 5                | 1            |              |             | 1          | 3            | 1   |          | 14   |
| 13 | 東京  | 7          | 3          | 2            | 1            | 39               | 1            | 10           |             | 2          | 35           | 29  |          | 132  |
| 14 | 神奈川 | 1          | 3          | 2            | 3            | 33               | 2            | 2            | 1           | 5          | 22           | 1   |          | 70   |
| 15 | 新潟  | 1          | 1          | 4            |              | 7                |              |              |             |            | 2            | 3   |          | 18   |
| 16 | 富山  |            | 2          | 1            |              | 4                | 1            |              |             |            | 3            |     |          | 11   |
| 17 | 石川  |            |            | 1            |              | 20               |              |              |             |            |              |     |          | 21   |
| 18 | 福井  |            |            | 1            |              | 2                |              |              |             | 1          | 1            | 1   |          | 6    |
| 19 | 山梨  |            | 1          | 1            |              |                  |              |              |             |            |              |     |          | 3    |
| 20 | 長野  | 2          | 2          |              | 1            |                  |              | 1            |             |            | 2            | 2   |          | 12   |
| 21 | 岐阜  | 1          | 1          | 1            |              | 6                |              |              |             | 1          | 4            |     |          | 15   |
| 22 | 静岡  | 6          | 1          | 2            |              | 2                |              | 1            |             | 1          | 3            |     |          | 16   |
| 23 | 愛知  | 3          | 5          | 2            |              | 19               | 1            | 1            |             | 1          | 18           |     |          | 50   |
| 24 | 三重  | 1          | 2          |              |              | 7                | 3            | 1            | 2           | 1          | 6            | 1   |          | 24   |
| 25 | 滋賀  |            |            |              |              |                  |              |              |             |            |              |     |          | 0    |
| 26 | 京都  |            |            |              |              | 5                |              | 1            | 1           |            | 3            |     |          | 10   |
| 27 | 大阪  | 2          | 1          | 1            | 1            | 40               | 3            | 2            |             | 6          | 29           |     |          | 85   |
| 28 | 兵庫  | 1          | 1          | 5            | 2            | 8                | 1            | 5            |             |            | 9            |     |          | 32   |
| 29 | 奈良  |            | 2          | 2            | 1            | 4                |              | 1            |             |            | 1            |     |          | 11   |
| 30 | 和歌山 |            |            | 1            |              | 1                | 1            |              |             |            | 1            |     |          | 4    |
| 31 | 鳥取  | 1          |            |              |              |                  |              |              |             |            |              |     |          | 1    |
| 32 | 島根  | 2          |            | 2            | 2            | 4                | 1            |              | 1           | 1          | 2            | 1   |          | 16   |
| 33 | 岡山  | 1          | 1          | 1            | 1            | 7                | 1            | 1            |             |            | 6            | 1   |          | 20   |
| 34 | 広島  | 5          | 7          |              | 2            | 26               |              | 10           | 3           | 11         | 26           | 3   |          | 95   |
| 35 | 山口  | 3          | 6          |              |              | 9                | 2            | 2            |             | 3          | 3            | 2   |          | 31   |
| 36 | 徳島  | 1          | 1          |              |              | 7                |              | 1            |             | 2          | 3            |     |          | 15   |
| 37 | 香川  | 1          |            |              |              | 2                | 1            |              |             | 1          | 1            | 1   |          | 8    |
| 38 | 愛媛  | 4          | 1          | 1            | 1            | 7                |              | 1            |             | 2          | 4            | 1   |          | 23   |
| 39 | 高知  |            | 1          |              |              | 2                |              |              |             |            | 2            |     |          | 5    |
| 40 | 福岡  | 6          | 1          | 3            | 2            | 27               | 1            | 22           |             | 7          | 29           | 3   |          | 103  |
| 41 | 佐賀  | 1          |            | 1            |              | 1                |              |              | 5           |            | 2            |     |          | 11   |
| 42 | 長崎  | 2          | 1          |              |              | 6                | 1            | 5            |             | 4          | 5            | 3   |          | 27   |
| 43 | 熊本  | 7          | 2          | 1            | 2            | 13               | 4            | 1            | 2           | 2          | 12           | 3   |          | 52   |
| 44 | 大分  | 5          | 4          | 5            | 3            | 11               | 1            | 1            | 1           | 4          | 8            | 3   |          | 46   |
| 45 | 宮崎  | 4          | 2          | 1            | 1            | 3                |              | 1            |             | 1          | 2            |     |          | 17   |
| 46 | 鹿児島 | 12         | 5          | 1            | 4            | 9                | 2            |              |             | 4          | 9            | 1   |          | 47   |
| 47 | 沖縄  | 1          |            | 2            | 1            | 1                |              |              |             | 2          | 2            | 4   | 1        | 15   |
| 合計 |     | 88         | 55         | 60           | 35           | 494              | 37           | 76           | 19          | 69         | 288          | 70  | 1        | 1352 |

注)検査・健診複合体(健診センター・臨床検査センター複合体)は2施設で1つの複合体を構成している場合1つの施設とみなしている。